

平成31年1月31日
役員会議決

教育研究部局附属の教育研究施設の設置・廃止等の手続きについて

1. 概算要求事項でない場合の取扱い

- (1) 東京大学基本組織規則第44条に定める学部・研究科等・附置研究所（以下「教育研究部局」という。）附属の教育研究施設の設置・廃止等にかかる事項については、事前に届け出るものとする。
- (2) 届出により、学術推進支援室は、意見や他の教育研究部局の動向など参考となる情報を総長に提供する。総長は、学術推進支援室の意見等を聴き、教育研究部局に伝える。教育研究部局は、意見等を参考にして、必要な調整を行う。
- (3) 教育研究部局は、教育研究部局の組織規則案を作成する。組織規則案について、科所長会議の意見を聴き、教育研究評議会の審議及び役員会の議を経て、制定する。
- (4) 教育研究施設の廃止のみにかかる事項である場合は、上記（2）に掲げる手続きを省略することができる。

2. 概算要求事項である場合の取扱い

教育研究部局附属の教育研究施設の設置・廃止等が概算要求事項である場合には、概算要求事項の審議プロセスを経る。

※ 教育研究部局附属の教育研究施設の設置・廃止等の手続きに関する申合せ（平成17年2月18日役員会申合せ）は廃止する。